

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

95/96年度の世界の小麦の生産量は、前年度より増加し、5億3,558万tと見込まれている(USDA見込)。

主要生産国では、アメリカ及びアルゼンチンが減産したものの、オーストラリア、カナダ、中国で増産となった。国別では、オーストラリアが前年度の干ばつから回復し前年度比86.7%増加、カナダが作付面積の増加により前年度比10.0%増加した。

95/96年度の消費量は、中国を筆頭にアジアにおける経済発展による都市人口増やパン需要の増大に伴い食糧用小麦の消費が増大したものの、アメリカ、旧ソ連の消費が落ち込んだため、世界全体では、前年度並の5億4,938万tとなった。

期末在庫量は、消費量が生産量を上回ったことにより、前年度より11.7%減少し1億404万t(在庫率18.9%)となった。

(イ) 価格動向

小麦の国際価格をみると、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW, No.2期近もの)でみると、94年末から95年初めにかけて、価格は、期末在庫水準が低いにもかかわらず、需要に伴わなかったために低迷していたが、4月以降、天候不順による95年産冬小麦及び春小麦の生産に対する不安の顕在化、アメリカ農務省による需給予想の下方修正、EUの補助金付輸出の停止、カナダの収穫期の霜害懸念等により相場は上昇し、95年10月には一時ブッシェル当たり5ドル(184ドル/t)の水準をこえた。その後、投機筋の利食い売りにより反落したが、国際需給の逼迫を背景に5ドル/ブッシェルを上下しつつ堅調に推移していた。96年4月以降もアメリカ農務省のアメリカの小麦在庫率見通しの下方修正、アメリカ冬小麦生産地帯での乾燥天候、とうもろこし相場の高騰、アメリカ産春小麦の作付け遅れに対する懸念等から6ドル/ブッシェル台半ばで堅調に推移してきたが、新穀に切り変わったシカゴ相場は冬小麦の収穫の開始、春小麦の作付けの進展から6月に入り5ドル/ブッシェル(184ドル/t)前後の水準まで下落、さらには冬小麦の単収も予想外に良好なこと、春小麦の作付面積が大巾に増加し、生育も順調であることから7月下旬には1年前の水準に戻り4.50ドル/ブッシェル(165ドル/t)前後の水準で推移している。

イ 大麦

(ア) 国際需給

95/96年度の世界の大麦の生産量は、オーストラリ

ア、カナダで増加したものの、旧ソ連の大減産となったため、前年度比11.9%下回る1億4,145万tとなった(USDA見込)。

世界の大麦の消費量は、大麦の価格の上昇に伴い、とうもろこし等の飼料作物に需要がシフトしたため減少し、前年度比10.4%下回る1億4,982万tとなった。

(イ) 価格動向

大麦の価格については、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格(No.1ウエスタン)の推移をみると、94年9月以降オーストラリアの干ばつによる大麦の不作により、緩やかに上昇し95年3月には118ドル/tとなった。

さらに95年4月に入り、とうもろこし等の飼料穀物の生産不安が伝えられ上昇、15~20ドル程度上がった水準で推移した。

さらに、95年10月からは、とうもろこし需給等飼料穀物需給の逼迫により、40~50ドル上昇し、96年5月まで180ドル/t前後の水準で推移した。96年6月以降、大麦を含め飼料穀物の作付面積の増加、順調な生育を背景に下落傾向にある。

第6節 米価及び麦価

1 米価審議会

(1) 7年度に開催された米価審議会は、以下のとおりである。

- | | | |
|-----|----------------|-----------------|
| 第1回 | 6月1日 | 7年産麦の政府買入価格について |
| 第2回 | 6月23日及び6月29日 | 7年産米の政府買入価格について |
| 第3回 | 11月1日 | 政府買入米価算定方式について |
| 第4回 | 12月6日及び12月8日 | 8年産米の政府買入価格について |
| 第5回 | 12月14日及び12月15日 | 米麦の政府売渡価格について |

(2) 前委員の任期満了に伴い、7年3月10日、米価審議会委員として、次の22名が任命された(50音順敬称略)。

青山三千子(国民生活センター理事)、池田昭雄(全国農業会議所専務理事)、今村奈良臣(日本女子大学教授)、内田公三(財経経済団体連合会常務理事)、大橋松(栃木県地域婦人連絡協議会会長)、甲斐麗子(主婦連合会副会長)、加倉井弘(日本放送協会解説委員)、加藤隆司(勘山一証券経済研究所取締役理事)、栗原喜一(共同通信社編集委員兼論説委員)、小金芳弘(東洋

学園大学教授), 澤邊守(日本穀物検定協会会長), 祖田修(京都大学教授), 田中宏尚(農業者年金基金理事長), 鶴田忠彦(東京都立大学教授), 豊田計(全国農業協同組合中央会会長), 成毛平昌(全国町村会理事), 野村昭(全国食糧事業協同組合連合会会長), 平石信一郎(新潟県指導農業士), 村上紀子(女子栄養大学教授), 本橋元(全国農業協同組合連合会代表理事会長), 森定進(日本生活協同組合連合会副会長理事), 山極栄司(旧全国農業改良普及協会会長), 渡邊五郎(前日本中央競馬会理事長)

なお, 6年7月16日に任命された栗田幸雄(福井県知事), 米山繁男(全日本農民組合連合会副会長)を含め, 3月10日現在で24名が任命されている。

2 米 価

(1) 米穀の政府買入価格

ア 米をめぐる事情

(ア) 需給事情

米の消費量は, 昭和30年代末以降おおむね減少が続いているが, 近年その減少率は鈍化傾向にあり, 平成5年度の1人当たりの消費量は69.2kgとピーク時の昭和37年度(118.3kg)の6割程度, 総需要量は1,048万tとピーク時の38年度(1,341万t)の8割弱となっている。こうした中で, 米の潜在生産量については, 生産技術の向上や基盤整備の進展等による生産性の向上を背景として引き続き米の消費量を相当上回る水準で推移しており, 今後とも安定的な需給均衡化対策が必要な状況となっている。

また, 最近の米の需給事情については, 6年産が記録的な豊作(作況指数109)となったことから, 6年産自主流通米の価格の低下や相当量の販売残が見込まれる等, 需給緩和による影響が強く懸念される事態となった。このような状況にかんがみ, 需給の調整, 自主流通米の円滑かつ適正な流通の確保を図るため, 6年12月から, 7年産における追加的転作等の実施, 6年産自主流通米の供給・在庫対策及び米の消費拡大の推進等からなる「自主流通米供給安定化特別対策」が実施された。

しかしながら, 7年産米の作況指数が102となったこと等から需給は引き続き緩和状態で推移することとなった。

(イ) 自主流通米の価格動向

自主流通米については, 2年10月以降, 自主流通米価格形成機構において, 入札取引が行われており, 需給事情等に応じた価格形成が図られてきた。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下では, 自主

流通米が米流通の主体となることから, 自主流通米の価格については, より一層の透明性の確保や需給実勢の的確な反映が図られるよう, 価格形成施設の開設主体(自主流通米価格形成センター), 運営方法等が法制度上明確化され, 自主流通米価格形成センターで入札取引が行われることとなった。

7年産の自主流通米の入札取引については, 11月までに4回(東京2回, 大阪2回)の入札が行われたが, 7年産より地域区別別に上場されることとなった新潟産の魚沼・岩船コシヒカリについては人気が集申し値幅制限の上限に張り付いているものの, その他の銘柄については, 7年産米の作柄が「やや良」であったことなどの需給事情を反映して指標価格が下限価格に近い水準で推移している状況にあった。

イ 平成7年産米の政府買入価格について

(ア) 米価算定方式

生産者米価の算定方式については, 昭和63年6月の米価審議会算定小委員会報告において1.5ha以上の農家を算定対象とするいわゆる「新算定方式」がとりまとめられ元年産の米価算定に適用されたが, この方式に対しては対象となる農家の規模が大きく, 我が国の稲作の実態から乖離している等の指摘があったことから, 見直し検討が行われ, 平成2年産の米価算定からいわゆる「地域方式」が採られてきている。

この地域方式は, 全国の各農業地域において規模の大小にかかわらず, 稲作に熱心であり, 生産性向上に意欲的に取り組み, 地域の平均的な水準以上の高い生産性を実現している農家をその地域における稲作の実質的な担い手であるとして, このような農家の生産費を基礎として米価算定を行う方式である。

この方式については, これまで米価審議会において種々の指摘がなされ, 3年7月及び4年6月の米価審議会答申において「速やかに再検討」すべき旨の附帯意見が示されるとともに, 平成5年及び6年の米価審議会においては, 「米価政策の抜本的な検討」を行うべき旨の建議がなされた。

本年度の生産者米価の算定方式については, こうした米価審議会の意見を踏まえつつ, 検討が行われてきたが, 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の制定に伴い8年産米以降適用されることとなる新たな米価算定方式等について検討を行うこととしているという情勢等からみて, 本年産米価の算定方式についても昨年と同様に地域方式による方向で検討を進めたい旨, 6月14日の米価審議会委員懇談会において報告が行われた。

(4) 前期米審

本年の米価審議会は、昨年と同様前期の段階で諮問を行った上で算定方式及び留意すべき事項について審議を行い、後期米審において具体的な試算値を審議するという方式で行われた。

前期米審は、6月23日に開催され、政府から諮問及び諮問の説明に続いて、米の需給事情を含めた全般の米をめぐる事情、米価算定方式についての考え方、平成7年産米の品種別作付動向及びその生育状況、平成6年度の農家経済調査等について説明が行われた。この中で、米価審議会委員懇談会に続き、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の制定に伴い8年産米以降適用されることとなる新たな米価算定方式等について検討を行うこととしているという情勢等からみて、本年産米価の算定方式についても昨年と同様に地域方式によることとしたい旨の説明が行われた。

これに対して、「新法下における算定方式等の具体的な事項は今後十分な検討を進めることとしていること等の状況を踏まえ、7年産米価の算定については、これまでどおり「地域方式」を採用することはやむを得ない」との意見が出され、また、米価決定に当たり留意すべき事項として、生産者の立場に立つ委員は「5年産の不作、昨年の大豊作という連年の異例の作柄の下での米価決定であること、生産性の向上の努力の結果を生産者価格に反映させること等の見地から、生産者が納得できる価格とすべきである」との意見があったが、大方の委員からは「国際化の進展や米の需給の動向等も踏まえて、「地域方式」により適正に算定すべきである」との意見が出された。

諮 問

平成7年産米穀の政府買入価格の決定に関し、我が国稲作の健全な発展を図るとの観点に立ち、地域における生産性の高い稲作農家の生産費及び所得を考慮して算定すること及びその際留意すべき事項につき、米価審議会の意見を求める。

平成7年6月23日

農林水産大臣 大河原 太一郎

諮 問 の 説 明

米穀の政府買入価格は、食糧管理法第3条第2項の規定により、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産の確保を図ることを旨として定めることになっており、その算定については、昭和35年以降生産費及び所得補償方式によりその時々

の需給事情等に応じて行ってきたところであります。

このような中で、最近の米をめぐる諸情勢にかんがみ、生産性の高い稲作の担い手となる農家や生産組織・集団の育成を通じて稲作の一層の生産性の向上を図り、国民の納得の得られる価格での米の安定供給に努めることが重要な課題となっております。

また、米の需給事情につきましては、平成6年産米の大豊作により緩和基調となりました。こうした状況の下で、平成6年12月に決定した自主流通米供給安定化特別対策に基づき、水田営農活性化対策の枠組みの下で8万ヘクタールの追加的転作等を行うなど需給事情に応じた安定供給を図るための対策を推進しているところであります。

他方、一般経済事情の面では、労賃、物価ともに安定的に推移しております。

以上の事情を総合勘案の上、本年産米穀の政府買入価格につきましては、引き続き、全国の各農業地域の平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的に担っている者であるとし、このような生産者の生産費を基礎とし生産費及び所得補償方式により算定することとしてはどうかと考えております。つきましては、このような考え方により政府買入価格を算定すること及びその留意すべき事項につきまして米価審議会の御審議を願ひ御意見を賜りたいと存じます。

(7) 後期米審・決定

6月29日に開催された後期米審に対し、政府は、平成7年産の生産者米価について、地域方式によって算定し、新制度への円滑な移行等を考慮して所要の調整すなわち60kg当たり551円の調整額を加え、前年産と同額の60kg当たり16,392円とする試算値を示した。

平成7年産米穀の政府買入価格（試算値）について

1 算 定

全国の各農業地域における平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家は、その地域において稲作を実質的に担っている者であるとし、このような生産者を算定対象農家とする算定方式により算定し、所要の調整を行い据置きとする。

(注)全国の各農業地域とは、北海道、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿、中国、四国、九州の9地域をさす。

2 価 格（玄米60kg当たり）

- (1) うるち3類1等裸価格
16,266円(前年同額)
- (2) うるち1～5類, 1～2等平均, 包装込み生産者手取り予定価格
16,392円(前年同額)
- (参考) 平成7年産の政府買入価格
(単位: 玄米60kg当たり, 円)
- | | 1等 | 2等 | 3等 |
|----------|--------|--------|--------|
| < 0 > | ▲320 | ▲1,320 | |
| 1類(+400) | 16,666 | 16,346 | — |
| 2類(+250) | 16,516 | 16,196 | — |
| 3類(0) | 16,266 | 15,946 | 14,946 |
| 4類(▲350) | 15,916 | 15,596 | 14,596 |
| 5類(▲750) | 15,516 | 15,196 | 14,196 |

- (注) 1 水稲うるち裸価格である。
- 2 ()内は, 3類に対する加算・減算額であり, < >内は, 1等に対する減算額である。
- 3 次の産地品種銘柄については, 4類▲200円, 5類▲600円の銘柄間格差とする。
青森むつはまれ(4類), 北海道ゆきひかり, 北海道きらら397(以上5類)

このような政府試算値に対して、「国際化の進展や米の需給の動向, 審議経緯等から調整額を加えることなく決定すべき」との意見がかなりあったが, 多くの委員は「5年産の大不作, 昨年の大豊作という連年の異例の作柄の下での米価決定であること, 稲作農家の経営努力に配慮する等」の見地から賛成又はやむを得ないとの意見であった。

また, 併せて算定方式について「新法の下での政府買入価格の具体的な算定方式のあり方については, 種々の論議を尽くす必要があることから, 今後できるだけ早期に本審議会でも検討を開始する必要がある」との意見が出された。

このような論議を踏まえて答申の起草が行われ, 午後7時過ぎに渡邊米審会長から大河原農林水産大臣に答申が手交された。この米価審議会の答申を踏まえ, 政府は翌30日の閣議において平成7年産米の政府買入価格について政府試算値どおりとすることを決定した。

答 申

本審議会は, 6月23日政府から諮問のあった平成7年産米穀の政府買入価格に関して, 下記のとおり答申する。

記

- 1 生産者米価の算定方式について
- (1) 本年11月に予定されている「新食糧法」施行に伴い, 8年産米以降は新法に基づく価格決定が行われるとともに, 新法下における算定方式等の具体的事項は今後十分な検討を進めることとしていること等の状況を踏まえ, 7年算定方式については, これまでどおり「地域方式」を採用することはやむを得ないとの意見であった。
- (2) 新法の下での政府買入価格の具体的な算定方式のあり方については, 種々の論議を尽くす必要があることから, 今後できるだけ早期に本審議会でも検討を開始する必要がある。
- 2 試算値について

試算値については, 国際化の進展や米の需給の動向, 審議経緯等から調整額を加えることなく決定すべきとの意見がかなりあったが, 多くの委員は, 5年産の大不作, 昨年の大豊作という連年の異例の作柄の下での米価決定であること, 稲作農家の経営努力に配慮する等の見地から, 賛成又はやむを得ないとの意見であった。

よって, 上記意見を踏まえ, 適正に決定すること。

平成7年6月29日

農林水産大臣 大河原 太一郎 殿
米価審議会会長 渡 邊 五 郎

ウ 平成8年産米の政府買入価格について

(ア) 政府買入米価に関する米価審議会小委員会

(イ) 検討の経緯

7年11月の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に伴い, 8年産米以降の政府買入米価は新法に基づく価格決定が行われることとなっていた。

このような状況の下で, 7年6月に行われた7年産米の政府買入価格に係る米価審議会の答申において, 「新法の下での政府買入価格の具体的な算定方式のあり方については, 種々の論議を尽くす必要があることから, 今後できるだけ早期に本審議会でも検討を開始する必要がある」とされた。このため, 米価審議会は8月に「政府買入米価に関する米価審議会小委員会」を設け, 5回にわたって新制度下における米価政策や政府買入米価の算定の在り方等について幅広い観点から検討が行われ, 11月に「政府買入米価に関する米価審議会小委員会報告(以下, 小委員会報告)」が取りまとめられ, 米価審議会の了承を経て農林水産大臣に建議された。

(二) 小委員会報告の概要

小委員会報告では、①新制度下の米流通と価格形成、②新制度下の米価政策の在り方といった基本的事項を整理した上で、③政府買入米価の算定の在り方、④そのほかに価格の決定時期等についての基本的方向付けがなされている。

① 新制度下の米流通と価格形成

新たな制度の下では、自主流通米が制度上も実態面でも米流通の主体として位置づけられ、政府米は備蓄運営等の特定の政策目的の下での機能を有することになるが、引き続き現在の政府米銘柄を中心とした買入れ、売渡しが行われていくものと見込まれる。

② 新制度下の米価政策の在り方

政府米と自主流通米を通じた総合的観点から検討していくとともに、需給事情・市場評価の反映と価格の安定的運営との両者の要請を調和させていく仕組みを構築していくことが必要であるとされた。

③ 政府買入米価の算定の在り方

新たな算定方式の基本的課題である、

- ・ 自主流通米価格の動向の反映の在り方
- ・ 生産条件（生産コスト等）の参酌の在り方
- ・ これら2つの事項の関連づけ

といった事項についてひとつの検討方向等が示された。

④ その他

その他、価格決定時期、買入価格と売渡価格との関連についても検討された。

(三) とりまとめ

以上のように、小委員会としては、算定の在り方の基本的方向、いわば大枠をとりまとめたものであるが、様々な論議があり、さらに検討を深めなければならない論点も多く残されていることから、米審においてさらに議論を深めるため政府での具体的な算定作業と併せて引き続き検討していくことが適当であるとされた。

(イ) 米価審議会（第1日目）

米審の第1日目は、12月6日に開催された。7年産米価決定の時には前期米審で諮問、後期米審で答申という形がとられたが、今回は新しい制度の下での算定方式を組み立てていく必要があること、また、米審において最終的な結論をまとめていく上で、新たな算定方式とこれに基づく具体的な試算値とを併せてみていく必要があることから米審の第2日目で一括して諮問・答申を行う形がとられた。

第1日目には、11月29日に開催された米価審議会委員懇談会に引き続き、主に政府買入米価の算定の考

方について（自主流通米の価格動向の反映や生産コスト等の参酌の在り方、基準価格のとり方等について）幅広い論議が行われた。

(ウ) 米価審議会（第2日目）

米審の第2日目は12月8日に開催され、政府は諮問及び諮問の説明を行うとともに、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下での政府買入米価の新しい算定方式及び前年産と同額の60kg当たり16,392円とする8年産米政府買入価格の政府試算を示した。

諮 問

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく米穀の政府買入価格について、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点に立って算定を行うこと及び平成8年産米穀の政府買入価格については、この算定の考え方の下に制度の移行に伴う諸事情を考慮して決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成7年12月8日

農林水産大臣 野呂田 芳 成

諮 問 の 説 明

食糧管理法に代わる主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営、計画流通制度等の諸措置を通じて米穀の需給・価格の安定を図るものとしています。

新制度の下では、自主流通米が米流通の主体となり、政府が買入れる米穀は、備蓄の円滑な運営を図るためのものとされるときに、生産調整実施者から買入れることとされました。また、その価格は自主流通米の価格動向その他の米穀の需給及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として定めることとされております。

このような政府が買入れる米穀の意義・役割にかんがみ、政府買入米価につきましては、自主流通米の価格の変動率及び生産コスト等の変動率を基礎として、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営が図られる方式による算定を進めていくこととはどうかということでもあります。

また、平成8年産の米穀の政府買入価格につきましては、制度の移行時という特別の事情の下での決定であることにも配慮することとはどうかということでもあります。

平成8年産米穀の政府買入価格の試算

I 算 式

○ 求める価格 = $Po \times (A \times W1 + B \times W2)$

Po : 基準価格

A : 自主流通米価格の変動率

B : 生産コスト等の変動率

$W1$: 0.5

$W2$: 0.5

ただし、平成8年産米穀にあつては、

○ 求める価格 = $Po \times (A \times W1 (=0.5) + 0.5)$

II 算 定

○ 平成8年産米穀の政府買入価格(うち1～5類, 1～2等平均, 包装込み, 生産者手取予定価格)

60kg当たり 16,392円

○ 類別等級別価格の算出

○ 類別等級価格については、うち1～5類, 1～2等平均, 包装込み, 生産者手取予定価格を基礎に、銘柄間格差, 等級間格差等を前提に、うち3類1等裸価格を求め、算出する。

○ うち3類1等裸価格

16,392円 - 24円 + 77円 - 179円

(うち1 ～5類1 ～2等平 均包装込 み)	(1～2等 の3類と 1～5類 平均との 格差)	(1等と1 ～2等平 均との格 差)	(包装代)
------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	-------

= 16,266円

(一) 算定方式

主要食糧の需給と価格の安定に関する法律の下では、自主流通米が米流通の主体となり、政府が買入れる国内産米穀は、備蓄の円滑な運営を図るためのものとされるとともに、生産調整実施者から買入れることとされた。

また、その価格については、自主流通米の価格の動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として定めることとされている。

このような政府が買入れる米穀の意義・役割にかんがみ、政府買入米価については、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点から、

① 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較(移動3年平均, 入札価格の平準化)により自主流通米価格の変動率を求めるとともに、

② 生産費調査に基づく米販売農家の全算入生産費の動向の比較(移動3年平均, 反収の平準化)により生産コスト等の変動率を求め、

③ これらの変動率を均等ウェイトにより基準価格に乘じ、「求める価格」を算出することとした。

(二) 政府試算

8年産の政府買入米価算定については、基準価格を現行の米価水準16,392/60kgとし、

① 自主流通米の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行うとともに、需給変動による価格への影響を緩和するため、自主流通米入札価格の平準化を行う。

② 生産コスト等の変動率を求めるに当たっては、基準価格となる7年産政府買入米価が6年産生産費を基礎としていること等にかんがみ、8年産政府買入米価の特例として、生産コスト等の変動率のカウントは行わない。

これに加え、今回の価格決定は7年11月1日より主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律が施行されてから初めてのものであり、

- ・ 新制度に対する農家の不安を払拭し、新食糧法の円滑な移行を図る必要があること
- ・ また、新生産調整対策の円滑な推進を確保することが極めて重要であること

等の状況にも配慮し、玄米60kg当たり16,392円(求める価格16,297円+95円 うち1～5類, 1～2等平均, 包装込み, 生産者手取予定価格)とした。

(三) 主な論議

このような政府試算に対して、「政府試算の算定に基づき算出された数値どおりに引き下げるべきである」との意見があったものの、多くの委員は「新制度の定着及び生産調整の円滑な実施を図る必要がある」ことから、賛成又はやむを得ないとの意見であった。

また、併せて算定方式については、「今回の算定の要素のとり方を含めて反対であり、市場原理のよりの確な反映及び算定の透明性が確保されるようにすべき」との意見があったが、大方の委員は「安定的な価格運営にも留意する」との見地から、賛成又はやむを得ないとの意見であった。

(四) 答申

こうした論議を踏まえて答申の起草が行われ、8日午後7時過ぎに渡邊米審査会長から野呂田農林水産大臣

に答申が手交された。

答 申

本審議会は、本日、農林水産大臣から諮問のあった「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく米穀の政府買入価格についての算定方式及び平成8年産米穀の政府買入価格に関して、下記のとおり答申する。

記

1 米穀の政府買入価格の算定方式については、委員の中には、今回の算定の要素のとり方を含めて反対であり、市場原理のよりの確な反映及び算定の透明性が確保されるようにすべきとの意見があったが、大方の委員は、安定的な価格運営にも留意すると観点から、賛成又はやむを得ないと意見であった。

2 平成8年産米穀の政府買入価格については、政府試算の算定に基づき算出された数値どおりに引き下げるべきであるとの意見があったが、多くの委員は、新制度の定着及び生産調整の円滑な実施を図る必要があることから、賛成又はやむを得ないと意見であった。

よって、上記意見を踏まえ、適正に決定すること。

(附帯意見)

1 今後の米流通の大宗を占める自主流通米の入札価格が市場実勢を十分反映するものとなるよう自主流通米価格形成センターの運営の改善を図るべきとの意見があった。

2 米穀の需給及び価格の安定を図るため、生産調整の実効性の確保に配慮すべきとの意見があった。

平成7年12月8日

農林水産大臣 野呂田 芳 成 殿

米価審議会会長 渡 邊 五 郎

(イ) 決 定

この米価審議会の答申を踏まえ、同日、平成8年産米穀の政府買入価格について政府試算値どおりとすることを決定した。

平成8年産米穀の政府買入価格について

平成7年12月8日

平成8年産米穀の政府買入価格

60kg当たり

16,392円

(注)上記の価格は、うるち玄米1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格である。

○ 類別・等級別政府買入価格

(うるち・裸・玄米60kg当たり、円)

	1等	2等	3等
	< 0 >	< ▲320 >	< ▲1,320 >
1類 (+400)	16,666	16,346	—
2類 (+250)	16,516	16,196	—
3類 (0)	16,266	15,946	14,946
4類 (▲350)	15,916	15,596	14,596
5類 (▲750)	15,516	15,196	14,196

(注)1 ()内は、3類に対する加算・減算額であり、< >内は、1等に対する減算額である。

2 次の産地品種銘柄については、4類▲200円、5類▲600円の銘柄間格差とする。

青森むつほまれ(4類)、北海道ゆきひかり、北海道きらら397(以上5類)

(2) 米穀の標準売渡価格

米穀の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第61条の第3項の規定により、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格は、平成7年12月14日に開催された米価審議会に政府案が諮問され、15日に答申が行われ、政府はこの答申を踏まえつつ、政府案どおりの標準売渡価格を定めた。

ア 米価審議会への諮問

諮 問 (抜粋)

米穀の標準売渡価格については、新制度の下での備蓄の運営等の政府米の役割を踏まえつつ、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、これを決定する必要があると考える。

これらについて米価審議会の意見を求める。

平成7年12月14日

農林水産大臣 野呂田 芳 成

イ 諮問についての説明

米穀の標準売渡価格については、

(ア)食糧管理法に代わる「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」においては、自主流通米が米流通の主体とされ、政府米は、備蓄の運営及びミニマム・アクセスの運用を図るためのものとされたこと。

また、米穀の標準売渡価格は、米穀の需要及び供給

の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされたこと。

(イ) 政府米として売渡しを予定する平成6年産及び平成7年産の米穀の政府買入価格については、それぞれ前年産の米穀と同額としていること。

(ロ) 政府米は、原則として1年間保管後に売り渡すという備蓄の運営に伴い政府管理経費の増高が見込まれる一方、米穀の年産による市場評価の格差が存在していること。

(ハ) ミニマム・アクセス輸入米の標準売渡価格については、国内産の価格体系との整合性も踏まえながら、用途別の需要に応じて適切に供給していく必要があること。

以上のような事情を総合的に考慮して決定することとした。

ウ 改定の内容

米価審議会に諮問された標準売渡価格の改定内容は次のとおりである。

(ア) 国内産米の標準売渡価格

今後の売却の主体となる6年産米については、新米指向の下で、年産による市場評価の差異が存在すること、従来の政府米の年産格差設定等の経緯等を勘案し、180/60kg(1.02%)の引下げを行うとともに、7年産(8年産を含む。)の米については、現行標準売渡価格と同様の水準とする。

(玄米60kg当たり)

現行	決定	現行との	率
		差額	
(6年産米)			
17,595円	17,415円	▲180円	▲1.02%
[18,123円]	[17,937円]		
(7年産(8年産を含む。)の米)			
	17,595円	± 0円	—
	[18,123円]		

(注) 1 水稲うるち1～5類、1・2等平均包装込みの価格である。

2 []内は消費税額分を含む価格である。

(イ) ミニマム・アクセス輸入米の標準売渡価格

国内産米の価格体系との整合性も踏まえつつ、輸入米の主要銘柄の形質、食味及び品質格差(整粒歩合、とう精歩留り等)等を勘案して、標準売渡価格を設定する。

エ 米価審議会答申

答 申

本審議会は、12月14日農林水産大臣から諮問のあった米穀及び麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

1 米穀の標準売渡価格については、需給緩和の状況や備蓄米の評価等からみて価格の引下げが不十分で反対との意見があったが、委員の多くは新制度への移行段階であることや政府買入価格の据置き等から、賛成又はやむを得ないとの意見であった。

2 [略]

よって上記意見を踏まえ、適正に決定すること。(附帯意見)

1 政府米の売渡しにあたっては、備蓄米やミニマム・アクセス米の運用という新制度下の役割を踏まえつつ、需給動向、市場評価にも配慮した適切な対応に努めること。

2 備蓄米の品質の保持のため低温倉庫の活用を図り、その効果が及ぶよう、消費者の理解を深め、米の消費拡大に一層努力すること。

3 [略]

平成7年12月15日

農林水産大臣 野呂田 芳 成 殿

米価審議会会長 渡 邊 五 郎

3 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成7年産麦の政府買入価格については、6月1日に開催された米価審議会に前年産麦と同額とする内容の政府案が諮問され、同日夕に米価審議会から答申が行われた。この答申を受け、7年産麦の政府買入価格は同日夜に政府案どおり決定され、6月8日に農林水産省告示第760号をもって告示された。

ア 米価審議会への諮問

諮 問

平成7年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎に所要の調整を行って決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成7年6月1日

農林水産大臣 大河原 太一郎

諮 問 の 説 明

麦の政府買入価格は、食糧管理法第4条ノ2第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するよう配慮して定めることとなっております。

上記の規定に基づく麦の政府買入価格につきましては、昭和63年の御答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎に所要の調整を行って決定してきております。

本年産麦の政府買入価格の算定につきましては、上記答申の趣旨に即し、間接統制・無制限買入制の下での政府買入価格の本来の趣旨及びこの制度の円滑な運営の確保と土地利用型作物としての重要性を念頭に置き、今後とも麦作の安定的な発展を図るため、麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上の的確な反映と品質の改善に資するとの観点に立って行うことといたしております。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の規模層の全算入生産費を基礎とし、所要の調整を行って算定することとしてはどうかということであり

イ 平成7年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の政府買入価格

a 基本となる価格の算式

$$P = \frac{\frac{\sum C}{N}}{\frac{\sum H}{N}} \times 60$$

P：基本となる価格

C：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10a当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

H：価格決定の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10a当たり収量を平準化し

た収量

N：年数（3年）

b 基本となる価格の算定

基本となる価格（銘柄区分II・1等60kg裸価格）

$$\frac{63,247円}{418kg} \times 60kg = 9,079円$$

c 基本となる価格に所要の調整を行った算出価格

$P_A = P + A$

P_A ：基本となる価格に所要の調整を行った算出価格

P：基本となる価格

A：調整額

$$A = (P_{A6} - P)$$

P_{A6} ：平成6年産小麦（銘柄区分II・1等60kg）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分II・1等60kg、裸価格）

$$9,079円 + (9,110円 - 9,079円) = 9,110円$$

(イ) 大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、1の小麦の政府買入価格の算定結果に準拠して算出する。

a 大麦

$$P_B = P_{B6} \times \left(\frac{P_A}{P_{A6}} \right)$$

P_B ：平成7年産大麦（銘柄区分II・1等50kg）の政府買入価格（裸価格）

P_{B6} ：平成6年産大麦（銘柄区分II・1等50kg）の政府買入価格（裸価格）

P_A ：平成7年産小麦（銘柄区分II・1等60kg）の政府買入価格（裸価格）

P_{A6} ：平成6年産小麦（銘柄区分II・1等60kg）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分II・1等50kg、裸価格）

$$6,540円 \times \left(\frac{9,110円}{9,110円} \right) = 6,540円$$

b はだか麦

$$P_C = P_{C6} \times \left(\frac{P_A}{P_{A6}} \right)$$

P_C ：平成7年産はだか麦（銘柄区分II・1等60kg）の政府買入価格（裸価格）

P_{C6} ：平成6年産はだか麦（銘柄区分II・1等60kg）の政府買入価格（裸価格）

P_A ：平成7年産小麦（銘柄区分II・1等60kg）の政府買入価格（裸価格）

P_{A6} ：平成6年産小麦（銘柄区分II・1等60kg）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分II・1等60kg、裸価格）

$$9,421円 \times \frac{9,110円}{9,110円} = 9,421円$$

(ウ) 銘柄区分別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じ、I、II、III及びIVの銘柄区分を設ける。

銘柄区分Iの価格は、銘柄区分IIの価格に60kg当たり600円（大麦の場合は50kgに換算して500円）を加えて得た額とする。

銘柄区分IIIの価格は、銘柄区分IIの価格から60kg当たり300円（大麦の場合は50kgに換算して250円）を控除して得た額とする。

銘柄区分IVの価格は、銘柄区分IIの価格から60kg当たり900円（大麦の場合は50kgに換算して750円）を控除して得た額とする。

(エ) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60kg当たり1,100円（大麦の場合は50kgに換算して917円）を控除して得た額とする。

(オ) 政府買入価格は、1、2、3及び4により次のとおりとする。

a 小麦 銘柄区分 等級	(60kg当たり, 円)			
	I	II	III	IV
1等	9,710	9,110	8,810	8,210
2等	8,610	8,010	7,710	7,110

b 大麦 銘柄区分 等級	(50kg当たり, 円)			
	I	II	III	IV
1等	7,040	6,540	6,290	5,790
2等	6,123	5,623	5,373	4,873

c はだか麦 銘柄区分 等級	(60kg当たり, 円)			
	I	II	III	IV
1等	10,021	9,421	9,121	8,521
2等	8,921	8,321	8,021	7,421

ウ 米価審議会答申

答 申

平成7年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

政府案については、最近の内外価格差の動向等から基本価格に調整額を加えることなく引き下げるべきであるとの意見があったが、政府案に賛成又はやむを得ないとの意見が多かったので、この際政府案によることはやむを得ないものと認める。

(附帯意見)

- (1) 現在検討中の「農産物の需要と生産の長期見通し」の策定等を通じて、国内農業における麦作の基本的な位置付けを明らかにすること。
- (2) 麦の優良品種の開発、輪作体系の確立等の総合的な対策の推進を図り、その成果の普及に引き続き努めること。
- (3) 麦作の基本的な位置付けや麦の生産をめぐる諸情勢の変化を十分に踏まえ、麦価の算定方式について再検討すること。

平成7年6月1日

農林水産大臣 大河原 太一郎

米価審議会会長 渡 邊 五 郎

(2) 麦の標準売渡価格

麦の標準売渡価格については、7年12月14日に開催された米価審議会に、小麦については平均2.1%、大麦については平均1.5%引き下げることとする政府案が諮問され、15日午後米価審議会から答申が行われた。この答申を受け政府案どおり8年2月1日より麦の標準売渡価格を改定することを決定し、これを7年12月22日付け農林水産省告示第2083号をもって告示した。

ア 米価審議会への諮問 (抜粋)

諮 問

麦の標準売渡価格については、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮し、これを決定する必要があると考える。これらについて米価審議会の意見を求める。

平成7年12月14日

農林水産大臣 野呂田 芳 成

諮 問 の 説 明

麦の標準売渡価格は、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

平成7年産の国内産麦につきましては、政府買入価格を前年産麦と同額としたところであります。また、その生産数量については、作付面積は前年並となったものの、収穫期の天候不順により減少しております。

他方、外国産麦につきましては、主要生産国における生産量が減少する中で、国際価格は上昇してお

り、また、為替相場は大幅な変動がみられるところ
であります。

なお、小麦粉調整品等麦製品の輸入は、為替変動
の下でも引き続き増加傾向で推移しております。

麦の標準売渡価格につきましては、以上のような
事情を総合的に考慮して決定することとしてはどう
かということであります。

イ 麦の標準売渡価格及びその算定の説明

(ア) 標準売渡価格

現行対比

小 麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)
2,463円 (▲ 53円)
うち消費税額分 72円
〔正味100kg当たり4,105円 (▲ 88円) 〕
うち消費税額分 120円

輸入小麦 (アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホイ
ート2等正味100kg当たり)
4,928円 (▲ 107円)
うち消費税額分 144円

輸入小麦 (カナダ産ウェスタン・レッド・スプリ
ング・ホイート1等 (たん白含有率13.5%
もの) 正味100kg当たり)
5,515円 (▲ 118円)
うち消費税額分 161円

大 麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味50kg当たり)
1,792円 (▲ 27円)
うち消費税額分 52円
〔正味100kg当たり3,584円 (▲ 54円) 〕
うち消費税額分 104円

輸入大麦 (オーストラリア産ツーロウ2等正味100k
g当たり)
3,425円 (▲ 52円)
うち消費税額分 100円

はだか麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)
2,351円 (▲ 37円)
うち消費税額分 68円
〔正味100kg当たり3,918円 (▲ 62円) 〕
うち消費税額分 113円

(イ) 標準売渡価格の算定の説明

a 標準売渡価格の算定

(ア)の標準売渡価格は、現行標準売渡価格を小麦につ
いては平均2.1%、大・はだか麦については平均1.5%
引き下げた価格を標準とし、次のように算出したもの
である。

b 小麦のコスト価格と平均標準売渡価格との関係

輸入に係る麦の政府の買入れの価格 (以下「輸入麦
買入価格」という。)にその買入れ、保管及び売渡しに
要する費用 (以下「政府管理経費」という。)を加えて
得た価格 (以下「輸入麦コスト価格」という。)並びに
国内で生産される麦の政府の買入れの価格 (以下「国
内産麦買入価格」という。)に政府管理経費を加えて得
た価格 (以下「国内産麦コスト価格」という。)をその
買入数量で加重平均した価格と、これに対応する麦の
平均標準売渡価格とから算出される価格関係は、小麦
についてみると、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト価格

① FOB価格	t当たり	209ドル
② 為替レート	ドル当たり	97円
③ 輸入麦買入価格	t当たり	27,899円
④ 政府管理経費	t当たり	7,469円
⑤ 輸入麦コスト価格	t当たり	35,368円

(注)FOB価格は、政府が食糧用として買い付けている
銘柄の直近9か月間の平均価格である。

(b) 国内産麦コスト価格

① 国内産麦買入価格	t当たり	153,517円
② 政府管理経費	t当たり	23,613円
③ 国内産麦コスト価格	t当たり	177,130円

(c) (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した價
格とこれに対応する麦の平均標準売渡価格との関
係

① (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価格	t当たり	50,812円
② ①に対応する小麦の平均標準売渡価格	t当たり	51,905円
③ ①-②	t当たり	▲ 1,093円
④ ③/②		▲ 2.1%

c 大・はだか麦のコスト価格と平均標準売渡価格と
の関係

大・はだか麦について、小麦同様に、輸入麦コスト
価格と平均標準売渡価格との関係を見ると、次のと
おりである。

① FOB価格	t当たり	198ドル
② 為替レート	ドル当たり	97円
③ 輸入麦買入価格	t当たり	26,998円
④ 政府管理経費	t当たり	7,155円
⑤ 輸入麦コスト価格	t当たり	34,153円
⑥ 平均標準売渡価格	t当たり	34,689円
⑦ ⑤-⑥	t当たり	▲ 536円
⑧ ⑦/⑥		▲ 1.5%

(注)FOB価格は、政府が食糧用として買い付けている
銘柄の直近12か月間の平均価格である。

d 米価と標準売渡価格との関係

(a) 小麦の標準売渡価格の2.1%引下げにより推定される小麦粉の消費者価格と精米の消費者価格との関係は次のとおりである。

① 小麦の標準売渡価格の引下げにより推定される小麦粉の消費者価格（1kg当たり）

i 現在の平均的な小麦粉の消費者価格
 （食糧庁の「米麦等の取引価格調査」による家庭用小袋の価格） 199円

ii 推定される小麦粉の消費者価格の影響額（試算）
 ▲ 1円程度

（注）玄麦のコストの低下分のみを機械的に試算したものである。

iii i及びiiから算出される小麦粉の消費者価格
 199円 - 1円 = 198円

（消費税課税前）
 193円 - 1円 = 192円

② 最近時の精米消費者価格（1kg当たり）
 平成7年9月の全国の精米消費者実効価格 488円

③ 小麦粉の消費者価格の精米の消費者実効価格に対する比率

$$\frac{198}{488} = 40.6\%$$

(b) 過去における小麦粉の対米価比の推移は次のとおりである。

年次	精米 (A) 実効価格	小麦粉(B) 消費者価格	(B)/(A)
昭和50年	276円/kg	129円/kg	46.7%
55	398	176	44.2
60	477	211	44.2
平成元	486	204	42.0
2	496	201	40.5
3	498	200	40.2
4	514	204	39.7
5	533	204	38.3
6	586	201	34.3
7年9月	488	199	40.8

e 引下幅の考え方

小麦の標準売渡価格については、輸入麦及び国内産麦のコストの見通し、精米の消費者価格と小麦粉の消費者価格との関係、その他小麦に係る諸事情を総合的に勘案し、平均2.1%引き下げることとした。

また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格については、輸入麦のコストの見通し、その他大麦及びはだか麦に係る諸事情等を考慮し、平均1.5%引き下げることとした。

ウ 米価審議会答申（抜粋）

答 申

本審議会は、12月14日農林水産大臣から諮問のあった米穀及び麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、最近における麦の内外価格差、輸入麦の国際価格の動向等を総合的に勘案して、賛成又はやむを得ないとの意見であった。

よって、上記意見を踏まえ、適正に決定すること。（附帯意見）

- 1 政府米の売渡しに当たっては、備蓄米やミニマム・アクセス米の運用という新制度下の役割を踏まえつつ、需給動向、市場評価にも配慮した適切な対応に努めること。
- 2 備蓄米の品質の保持のため低温倉庫の活用を図り、その効果が及ぶよう、消費者の理解を深め、米の消費拡大に一層努力すること。
- 3 国際化の進展等麦の生産・流通・加工をめぐる諸情勢にかんがみ、改定される「農産物の需要と生産の長期見通し」の方向づけも踏まえ、麦管理の在り方の検討に着手すること。

平成7年12月15日

農林水産大臣 野呂田 芳成 殿

米価審議会会長 渡 邊 五 郎

第7節 食糧管理特別会計の概要

1 予算の概要

(1) 7年度当初予算編成の背景

我が国財政は、平成6年度末の公債残高が200兆円を超える見込みであり、国債費が政策的経費を圧迫するなど、構造的に益々厳しさを増している。これに加え、平成5年度決算において税収が3年連続して減少し、初めて2年連続して決算上の不足約5,700億円を生じるという極めて異例な事態となり、我が国財政を巡る事情は一段と深刻さを増すに至っている。このような状況の下で、今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、引き続き健全な財政運営を確保しつつ、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げていくこ

とが基本的な課題である。

このような考えの下に、平成6年7月29日閣議了解された平成7年度の概算要求基準は、公債残高累増増体質からの脱却を目指して、歳出の抑制を図り、公債依存度の引下げに最大限の努力を払うなど行財政改革をさらに推進するという基本方針の下に、一般歳出につき経常部門経費は、対前年度予算の10%の削減、投資経費は前年度予算の5%の増加とされた。

こうした情勢の下で編成された7年度の農林水産関係予算の総額（総理府など他省庁所管分を含む。）は、3兆5,400億円の前年度当初予算に比べ全体では3.5%の増となり、うち公共予算についてはNTT財源の活用も含めて2.6%増、経常部門を主体とする非公共予算（食糧管理費を含む）については4.6%増となっている。食糧管理費については、前年度当初予算に比べ20億円減の2,723億円となり、うち食糧管理特別会計調整資金繰入れは前年度と比べ70億円減の1,830億円となり、水田営農活性化対策費は、前年度と比べ50億円増の893億円となった。

(2) 新食糧法の制定

第131国会において、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）が成立し、その施行による新たな制度への移行は7年度において行われる。

7年度予算は、7年度が新制度への移行期であることを踏まえ、基本的には現行制度の枠組みを維持しつつ、新制度への円滑な移行が図られるよう措置している。

なお、備蓄は米の安定供給を通じて広く消費者一般の利益につながるものであるとの観点から、ミニマム・アクセス輸入米の売買により生ずる利益については、備蓄に係る経費に充てるよう、食糧管理特別会計法の一部を改正している。

(3) 国内米の管理

7年度の水田営農活性化対策における転作等目標面積を600千haとするほか、これに加えて、追加的に取り組む面積（指標面積）を80千haとしており、これを基礎として7年度においては、政府買入数量を180万t、自主流通米予定数量を518万tとし、政府売却予定数量を97万tと予定した。

(4) 国内麦の管理

国内麦の管理については、7年度における国内麦の買入数量を大麦、はだか麦及び小麦の三麦を合わせて82万4千tと予定した。

(5) 輸入食糧の管理

輸入食糧については、安全な米麦の供給に努めているところであり、買入数量は、外国産米42万6千t（玄米ベース、精米ベース37万9千t）、外国産麦を563万9千tと予定した。

(6) 管理費等の主要事項

ア 制度別・用途別需給均衡化特別対策

米の制度別・用途別の需給不均衡が生じている現状にかんがみ、米の多様な需要に即した適切な生産誘導、集荷・流通の促進が図られるよう、制度別・用途別需給均衡化のための特別対策を水田営農活性化対策の実施期間中実施する。

イ 米需要拡大対策

米を中心とした日本型食生活の定着促進に資するため、既存事業を見直し、内容の拡充強化を図り、引き続き各般の施策を実施する。

ウ 検査業務の改善合理化の推進

国内産米の検査業務の改善合理化を一層促進する観点から、ばら・抽出検査を積極的に拡大することとし、このため、ばら検査拡大の指導対象の重点化、簡易ばら検査装置の設置及びライスセンターのばら検査体制の整備並びに食糧検査士の拡大を図る。

(7) 農産物の価格安定

「農産物価格安定法」に基づいて、甘しょ及び馬れいしょの価格の安定を図るため、甘しょでん粉1千t、馬れいしょでん粉1千tの買入数量を想定して所要額を計上した。

(8) 輸入飼料の需給・価格安定

「飼料需給安定法」に基づく、飼料について、需給及び価格の安定を図るため、輸入小麦141万2千t、同大麦172万6千tの買入れ等を予定した。

(9) 損益整理（損失補てん）の予定

ア 前年度から繰り越される調整資金は1,924億円と見込み、また、7年度の食糧管理勘定（国内米・国内麦・輸入食糧の3管理勘定）に3,696億円の損失発生を予定し、7年度末における調整資金の残高を58億円と見込んで一般会計から調整勘定へ1,830億円の調整資金を繰り入れることとした。

（参考）

7年度食糧管理勘定の損失（予定）

国内米管理勘定	△3,394億円
	（前年度△3,210億円）
国内麦管理勘定	△1,088億円
	（前年度△1,340億円）
輸入食糧管理勘定	786億円
	（前年度 650億円）

合 計 △3,696億円
(前年度△3,900億円)

外 小 麦 { 買入 5,451 4,475 △976
 売却 5,332 4,479 △853

イ 農産物等安定勘定の7年度当初予算における損失額は、前年度からの繰越金を充当し、繰越金残高は積立金として整理することとした。

イ 輸入食糧管理勘定の決算損益は581億円の利益(外米損失261億円、外麦利益842億円)となった。当初予算では利益額を786億円(外米17億円、外麦769億円)と予定していたのに比べて205億円の減少となった。この要因は、緊急輸入米の売渡価格の低下による売買利益の減少等による。

ウ 7年度当初予算における輸入飼料勘定の損失額は、146億円と見込まれるが、この損失額は、前年度からの繰越金143億円と一般会計からの同勘定への繰入金3億円により整理することとした。

(4) 農産物等の価格安定

2 決算の概要

ア 農産物等の売買は、予算上、馬れいしょでん粉及び甘しょでん粉の買入れをそれぞれ1千t予定していたが、買入れ、売却とも実績はなかった。

(1) 国内米の管理

イ 農産物等安定勘定における損益は、当初予算で16百万円の損失を計上していたが、売買の実績はなかったので、損失及び利益の実績はなかった。

ア 売買数量は次のとおりである。

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		玄米千t	玄米千t	玄米千t
国内米	買入	1,800	1,659	△141
	売却	960	736	△224

イ この結果、国内米管理勘定の損失額は、2,683億円となり、当初予算(3,394億円)に比べて711億円の損失の減少となった。その主な要因は、買入数量の減少、管理経費の減少等による。

(5) 輸入飼料の需給・価格安定

(2) 国内麦の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		千t	千t	千t
大 麦	買入	81	84	3
	売却	65	62	△3
はだか麦	買入	18	12	△6
	売却	14	11	△3
小 麦	買入	725	395	△330
	売却	646	451	△195

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		千t	千t	千t
買入	大 麦	1,723	1,485	△238
	小 麦	1,412	1,011	△401
	計	3,135	2,496	△639
売却	大 麦	1,697	1,445	△252
	小 麦	1,350	989	△361
	計	3,047	2,434	△613

イ この結果、国内麦管理勘定における損失額は651億円(大麦95億円、はだか麦17億円、小麦539億円)となり、当初予算(1,088億円)に比べて437億円の損失の減少となった。その主な要因は、買入数量の減少による売買損失の減少、管理経費の減少等による。

イ 輸入飼料勘定における決算損益は89億円の損失(大麦損失122億円、小麦利益106億円、とうもろこし損失73億円)となった。当初予算においては、損失額146億円を計上していたので、57億円の損失の減少となった。この要因は、外麦の買入数量の減少、管理経費の減少等による。

(3) 輸入食糧の管理

(6) 決算損益の整理

ア 売買数量は次のとおりである。

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		実千t	実千t	実千t
外 米	買入	426	409	△17
	売却	792	896	104
外 大 麦	買入	173	228	55
	売却	143	199	56
外はだか麦	買入	15	13	△2
	売却	15	8	△7

ア 調整資金

7年度における食糧管理勘定の損失額2,753億円(国内米損失2,683億円、国内麦損失651億円、輸入食糧利益581億円)については、調整勘定に移して調整資金(4,590億円)を取り崩して処理することとした。その結果、調整資金の残額(8年度への繰越)は、1,837億円となった。(注)

(注) 調整資金(億円)

前年度繰越	本年度受入	本年度損失	残高
2,760	1,830	△2,753	1,837

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失89億円は、この勘定における前年度前受金を充てて処理することとした。

表11 7年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表

(単位：億円)

歳 入		歳 出			
項 目	予算額	決算額	項 目	予算額	決算額
食糧売払代	6,973	5,092	食糧買入費	8,498	6,881
〔国内米〕	〔2,872〕	〔2,165〕	〔国内米〕	〔5,011〕	〔4,592〕
〔国内麦〕	〔299〕	〔209〕	〔国内麦〕	〔1,248〕	〔737〕
〔輸入食糧〕	〔3,802〕	〔2,718〕	〔輸入食糧〕	〔2,235〕	〔1,552〕
輸入麦等納付金収入	2	—	農産物等買入費	3	—
輸入飼料売払代	901	697	輸入飼料買入費	814	563
一般会計より受入	1,833	1,830	管 理 費	2,779	1,993
〔調整資金〕	〔1,830〕	〔1,830〕	〔国内米〕	〔2,206〕	〔1,573〕
〔輸入飼料損失補てん〕	〔3〕	〔—〕	〔国内麦〕	〔88〕	〔50〕
検査印紙収入	59	55	〔輸入食糧〕	〔308〕	〔224〕
雑 収 入	91	199	〔農産物等〕	〔0〕	〔—〕
食糧証券及借入金収入	12,728	6,010	〔輸入飼料〕	〔177〕	〔146〕
前年度剰余金受入	—	212	事 務 費	1,056	941
純 計 額	22,587	14,095	サイロ及倉庫運営費	120	50
他勘定より受入	24,795	16,320	農業共済再保険特別会計農業勘定へ繰入	9	9
(歳入総計)	47,382	30,415	国債整理基金特別会計へ繰入	4,842	3,555
			予 備 費	4,470	—
			総 計 額	22,587	13,992
			他勘定へ繰入	24,795	16,320
			(歳出総計)	47,382	30,312

第8節 農産物検査制度

1 概 況

農産物の検査は、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づいて行われているが、近年の農産物の生産、流通及び消費をめぐる諸情勢の変化に対処し、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米麦に係る検査対象の見通し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講ずることとして平成7年6月に一部改正が行われた。

検査は、米麦、豆類、雑穀等22品目及び、食糧事務所依頼検査規程(昭和31年3月10日農林省告示第113号)に基づく、えん麦、いぐさ製品等について、農産物検査官により行われる。

(1) 検査業務の改善合理化

国内産米検査業務の改善合理化については、昭和63年12月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に基づき、検査体制の簡素合理化及び検査業務の改善を図るため、平成4年度末を目標として、以下の点について各種事業を活用しつつ推進してきたところである。

この結果、おおむね所期の目標に近い成果をあげることができた。今後は平成5年度からの水田営農活性化対策の実施に伴う検査数量の増大等に対応し、検査業務を的確かつ円滑に実施するため、引き続き簡素合

理化を図っていくこととしている。

① ばら検査比率については、全検査数量の概ね30%に拡大する。

→6年産実績約16%

② 抽出検査については、当初目標の60%に達していることから、食糧検査士の有効活用を図り、抽出区切りの拡大及びパレット検査の推進等を図る。

→6年産実績約71%

③ 効率的な検査場所を確保するため、一般検査場所については、年間検査数量がおおむね600t以上の検査場所での検査数量割合が一般検査場所における検査数量のおおむね90%となることを目標に整備を図る。これにより全国の検査場所数が9,000か所台となるよう集約整備を図る。

→600t以上の検査場所での検査数量割合約75% (6年産実績)

総検査場所数10,237か所 (6年産実績)

実施事業

ア ばら検査拡大事業(7年度予算額3億26百万円)

(ア) ばら検査導入推進事業

一次集荷業者が、簡易ばら検査装置を導入して生産者が自ら乾燥、調整したもののばら化を図った場合に、ばら検査・ばら流通数量に応じ一定額を交付する。

(イ) ライスセンターばら検査拡大推進事業

一次集荷業者が、既存のライスセンターにおいて、ばら検査の実施に必要な装置を整備し、ばら検査・ば

ら流通数量の拡大を図った場合に、増加数量に応じ一定額を交付する。

(ウ) 大口受検ばら化導入事業

大規模生産者等がフレコンで出荷したものについて、ばら検査を実施するための整備を行った一次集荷業者に、ばら検査数量に応じ一定額を交付する。

イ 食糧検査士活用事業（7年度予算額8億47百万円）

一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効率的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間活力を活用して受検準備指導を行う。

ウ 効率的検査推進事業（7年度予算額10億11百万円）

(ア) 効率的検査促進事業

効率的検査の実施に資するため、現地指導等を行った全国・一次及び二次集荷業者に対し一定額を交付する。

(イ) 効率的検査場所体制整備事業

一次集荷業者が、検査数量が少ないなど検査効率の悪い検査場所を整理統合し、併せて、年間検査数量が600t以上の効率的な検査が可能な検査場所に拡充整備を図った場合等、検査数量の増加分の一部に対して一定額を交付する。

(ウ) パレット検査推進事業

一次集荷業者が、検査場所において機動的なパレット検査の実施に必要な整備、能率的な集荷・検査のための仮置テントの設置等、能率的な検査を実施するための条件整備に要した経費の一部を交付する。

(エ) 大規模抽出検査導入事業

一次集荷業者が生産者から通い袋で出荷された玄米について大規模で能率的な抽出検査を受けるための整備を行った場合に一定額が交付される。

2 国内産農産物の検査

(1) 米 の 検 査

ア 検査方針

7年産米の検査に当たっては、現行法制下と食糧法、改正農検法下での対応となることから、この移行期における円滑な対応が重要となるため、国内産農産物検査の事前指導等要綱（平成6年3月28日付け6食糧第352号（検査）食糧庁長官通達）及び国内産米穀の検査基本対策（平成6年3月28日付け6食糧第353号（検査）食糧庁長官通達）を基本とし、地域の実態に応じ、積極的かつ弾力的な対応が行い得る検査体制を整備し、以下の事項を定め、適確な実施を図った。

(ア) 積極的・弾力的な検査の実施

a 鑑定可能時間の最大限の活用

集荷業者別の検査場所ごとの受検可能数量を勘案の上、鑑定可能時間の最大限の活用を図った。

b 土日等休日の検査

集荷業者に対し、受検・荷さばき体制の一層の整備を要請するとともに、必要に応じ、当初から土日等休日の検査を組み入れた受検計画の策定を行うよう指導した。

c 広域的な応援検査

出荷集中期における円滑な検査対応を行うため、広域のかつ積極的な応援検査が行える体制の整備を図った。

表12 7年産米種類別検査実績（8年3月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)							
		特上	特等	1等(合格)	2等	3等	等外	規格外	
玄米	合 計	6,212,742 (9)	0.1	0.6	80.5	15.2	1.2	1.2	1.3
	水稲うるち	5,955,103 (9)	—	—	81.8 (90.7)	14.7	1.1	1.2	1.2 (9.3)
	水稲もち	156,439	—	—	54.2	37.2	4.5	0.6	3.5
	醸造用	99,096	4.6	38.0	45.0	7.4	2.0	1.0	2.1
	陸稲うるち	11	—	—	0.0	0.0	65.1	0.0	34.9
	陸稲もち	2,093	—	—	12.3	57.7	23.2	1.7	5.1
もみ	合 計	125,370	—	—	100.0	—	—	—	0.0
	普 通	69,916	—	—	100.0	—	—	—	0.0
精米	種 子	55,454	—	—	100.0	—	—	—	0.0
	合 計	21	—	—	92.7	7.3	—	—	—

(注) 1 検査数量欄の()内は水稲うるち玄米(長粒種)で内数である。
 2 もみの等級比率は、合格の比率である。
 3 種子もみには、準種子を含む。
 4 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

表13 7年産水稲うるち玄米地域別検査実績（8年3月末日現在）

地	域	検査数量 (t)	等級比率(%)					
			1等	2等	3等	等外	規格外	
北	海	道	742,434	73.0	17.4	1.2	0.0	8.5
北	北	陸	1,868,927	89.6	8.0	1.1	1.0	0.3
北	東	山	884,295	84.3	11.9	0.7	1.1	0.3
関	東	海	871,572	88.0	9.4	1.1	1.4	0.1
東	畿	畿	246,160	76.3	20.3	0.8	2.1	0.1
近	畿	畿	349,068	80.6	10.6	1.1	1.6	0.6
中	国	国	461,621	67.2	27.4	1.8	1.9	0.4
四	国	国	166,563	66.0	29.4	1.5	2.4	0.5
九	州	州	619,135	61.4	34.4	2.1	1.6	0.5
沖	縄	縄	2,967	11.3	69.0	18.6	0.0	1.1
合	計	計	6,212,742	80.5	15.2	1.2	1.2	1.3

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とにならないことがある。

た。

(イ) 検査結果等の迅速な把握とその利活用

検査（品質）状況の迅速かつ適確な把握とそのデータに基づく支所、本所、本庁の各段階で適時・適切な指導を行うとともに、円滑な取引に寄与するため、流通業者等からの情報提供要請に適確に対応した。

(ウ) 新制度への円滑な移行のための対応

a 新制度の周知

新制度の円滑な運営を図るために、生産・集荷、流通関係者に対して事前指導、検査時等を活用し、改正農検法の内容、仕組み等の説明を行った。

b 任意検査への対応

計画外流通米の生産段階や流通段階の任意検査に対応するため、事前指導時における各種事前打合せ等の機会を捉え、早い時期から任意検査の受検の動向・意向の把握に努め、計画的かつ円滑な検査に向けた体制整備を図った。

(エ) 計画外流通米の円滑な受検のための指導

新制度下において、新たに受検者となる売買取引業者等が円滑に受検できるよう、受検準備に関する事項について周知するとともに積極的に指導した。また、計画外流通米等の任意検査の適確な実施に資するため受検希望者等から照会に対応する検査情報提供窓口を必要に応じて食糧事務所及び支所に設け、対応した。

(オ) 円滑かつ迅速な検査の実施

計画出荷米と計画外出荷米の公平かつ効率的な検査対応を図るため、早めの受検希望の把握と検査計画の見直しによる弾力的な検査対応を行った。

イ 検査の実績

7年産米の平成8年3月末日現在の検査実績は、表12のとおりであり、水稲うるち玄米の地域別の検査実績は表13のとおりである。

ウ 品質概況

7年産の稲の生育は、一部の地域を除き、出穂期以降、好天に恵まれ、台風の影響や病害虫の発生が少なかったことから、作況指数は全国で102のやや良となった。

地域別の品質概況は、

① 北海道では6月後半までは低温や曇雨天の日が続き、以後は好天で推移し、登熟も順調であったことから、死米、未熟粒の混入がやや目立つものの品質は平年並となった。

② 東北では、6月から7月にかけて低温、日照不足等と経過したが、その後天候の回復により品質は平年並からやや良となったものの、一部の県では9月に入ってから低温、日照不足、病害虫の発生等により、品質はやや劣った。

③ 関東・東山では、生育期に低温、日照不足となったが、梅雨明け以降は、高温・多照となり登熟も良好となり、品質もやや良となった。

④ 北陸では、田植え以降低温・日照不足により、分けつが少なく推移したが、その後天候回復により登熟期は良好に進み品質はやや良となった。

⑤ 東海では、出穂期までは低温となり、生育は遅れたが、7月中旬以降高温・多照となったことから、死米、未熟粒、被害粒はやや少なく、充実度は平年並で品質はやや良となった。

⑥ 近畿では、出穂以降高温となり、充実度、粒ぞろいは平年並であり、品質は並みとなった。

⑦ 中国では、7月中旬まで低温であり、生育期は高温多照となったことから、充実度、粒ぞろいは平年並となり、品質は並みないしやや良となった。なお、山間部では、着色粒が散見された。

⑧ 四国では、生育期は、平年に比べて遅れたが、

梅雨明けからは、好天に恵まれ病害虫が少なく、充実度は平年並からやや良となり、品質も並ないしやや良となった。

⑨ 九州では、6月に低温であったが、その後の天候回復となったものの、登熟期における豪雨、台風等の影響から、被害粒の混入も多く、充実度もやや劣り、品質はやや劣った。

エ 産地品種銘柄の概況

7年産米稲うるち玄米の産地品種銘柄は、43道府県、78品種、165産地品種(6年産、43道府県、78品種、165産地品種)であり、平成8年3月末日現在における銘柄の検査数量(他用途利用米等も含むすべての水稻うるち玄米)は、463万9千tである。これは6年産(7年3月末日現在)の542万4千tに比べ78万5千t、約14%減少している。また、水稻うるち玄米に占める割合は、78%(6年産同期79%)であった。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、142万8千t(6年産同期152万9千t)で31%を占めており、2位は前年3位であったひとめぼれがなり、3位には前年まで2位であったあきたこまちがなっている。

以下、きらら397、ゆきひかり、ササニシキ、日本晴の順に検査数量が多く、上位7品種では全体の71%であり、前年の69%に比べてほぼ同程度となっている。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査対策

7年度の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、

(ア) 良品質麦確保のための事前指導の推進

(イ) 検査に当たっての留意事項

(ウ) 受検者に対する格付けの理由の説明

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

イ 検査実績

(ア) 7年産麦の検査実績は、表14のとおりである。

検査数量の合計は、76万9千tで、前年に比べ1万6千

t増加(前年比102%)した。

これは、二条大麦は作付面積が減少したこと、六条大麦は作付面積の減少に加え、収量も減少したものの、小麦は収量が前年を上回ったこと、はだか麦は作付面積が増加したことによる。

(イ) 検査等級比率は、種類毎の上位等級比率(1等、ビール大麦：1等+2等)をみると、大麦は、54.6%(前年産70.1%)、はだか麦は10.3%(同89.4%)、小麦は50.7%(同84.4%)、ビール大麦は75.1%(同84.4%)と、全麦種で前年を下回った。これは、登熟期及び収穫期に断続的に降雨があったことによる。

ウ 品質概況

(ア) 普通小粒大麦

登熟期から収穫期にかけての天候不順のため、東北、関東、東山、北陸のそれぞれの地域でたい色粒、カビ、発芽粒等の被害が発生し、充実度、粒揃い、粒張りとも前年よりやや劣る品質となった。

(イ) 普通大粒大麦及びビール大麦

普通小粒大麦と同様登熟期から収穫期にかけての天候不順のため、充実度、粒張り等不足による品質低下が見受けられた。中国、四国の一部で空洞粒、くされ粒が見られた。ビール大麦については、関東の一部で裂皮粒、はく皮粒の発生が多く、九州では凸腹粒、裂皮粒の発生が多く見受けられ、前年より劣る品質となった。

(ウ) 普通はだか麦

主産地の四国は、降雨によるたい色粒、くされ粒等の被害が発生し、また、早刈りのための充実不足のものも見受けられ、前年より著しく劣る品質となった。

(エ) 普通小麦

北海道では、収穫期の長雨のため倒伏し、たい色粒、発芽粒等の被害が発生した。また、日照不足による登熟不良もあり、充実度、粒張りともに前年よりやや劣る品質となった。関東、東山では、天候不順のため充実度、粒揃い等は前年より劣る。また、一部地域でた

表14 平成7年産麦類検査成績(平成8年5月末日現在)

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)			
		1 等	2 等	等 外 上	規 格 外
大 麦	92,938	54.6	36.9	—	8.5
は だ か 麦	12,984	10.3	83.2	—	6.6
小 麦	554,070	50.7	21.2	—	28.1
ビ ー ル 大 麦	65,683	0.7	74.6	24.7	—
飼 料 用 大 麦	36,470	(合格) 100.0	—	—	—
種 子 用 麦	6,975	(合格) 100.0	—	—	—
合 計	769,120				

(注)等級比率の内訳の計は、四捨五入の関係上総数(100%)に一致しない場合がある。

い色粒、発芽粒等の被害が発生した。九州についても収穫期の降雨のため、たい色粒、発芽粒、くされ粒の混入が平年より多く、また、充実度、色沢不足のものも多く、平年より劣る品質となった。

(3) その他の農産物の検査

農産物検査法に定められた品目のうち、米麦（製品を含む。）以外の品目及び食糧事務所依頼検査規程に基づく品目の検査結果は次のとおりである。

ア 農産物検査法に基づく品目

〔品目〕	〔検査実施県〕	〔検査数量t〕
大 豆	(北海道ほか43県)	43,115
小 豆	(北海道ほか3県)	76,246
えんどう	(北海道)	6
いんげん	(北海道)	38,161
とうもろこし	(長野県)	20
なたね	(北海道ほか17県)	832
あ わ	(岩手県)	8
ひ え	(岩手県)	7
甘 し ょ	(神奈川県)	15
馬 鈴 し ょ	(北海道ほか1県)	5,936
甘しよ生切干	(山口県ほか4県)	1,696
そ ば	(北海道ほか13県)	5,997
で ん 粉	(北海道ほか3県)	339,727
は っ か	(北海道)	1

イ 食糧事務所依頼検査規程に基づく品目

〔品目〕	〔検査実施県〕	〔検査数量枚〕
いぐさ製品	(島根県ほか3県)	3,027

なお、7年産大豆の検査に当たっても、良品大豆の生産と円滑な流通の促進を図るため、国内産大豆の検査基本対策（平成6年9月5日付け6食糧第1086号（検査）食糧庁長官通達）に基づき、①検査体制の点検・整備、②事前指導、③検査の適正化、④抽出検査及びばら検査の推進を重点として取り進めた。

7年産大豆は、北海道では作柄がやや悪かったものの、都府県では一部の県を除き7月下旬以降、高温・多照に経過したことにより平年並の作柄であったため、全国平均では作況指数100の「平年並」である。

6年産と比較すると、収穫量は、11万9千tと20%増加した。これは、10a当たりの収量が前年を11kg（7%）上回ったことと、作付面積が13%増加（7,700ha）したためである。

(4) 包装の使用状況

7年度における米麦の包装の種類別使用状況は、次のとおりである。

(単位：千個、%)

包 装 の 種 類 米 麦

麻	袋	(8.5)	(7.6)
		7,670	200
樹 脂	袋	(12.7)	(10.9)
		11,453	289
紙	袋	(78.9)	(81.6)
		71,341	2,163
	計	(100.0)	(100.0)
		90,465	2,652

(注) 1 紙袋、麻袋及び樹脂袋30kgは60kg換算個数である。

2 () は包装の種類別比率である。

3 外国産農産物の検査

7年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量		(単位：t, %)			
産 地	玄米	精米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	192,593	636	384	193,613	(47.4)
オーストラリア	86,436	135	245	86,816	(21.3)
中 国	31,394	887		32,281	(7.9)
タ イ	51	48,296	46,818	95,165	(23.3)
イタリヤ	152			152	(0.0)
ウルグアイ	50			50	(0.0)
パキスタン		204		204	(0.1)
計	310,676	50,158	47,447	408,281	(100.0)
形態別比率	(76.1)	(12.3)	(11.6)	(100.0)	

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書	数量(t)
発行件数				
アメリカ	水 分	1	1	54
イタリヤ、タイ、ウルグアイ	被害粒	3	3	253
タイ、アメリカ	他銘柄粒	3	3	55
オーストラリア	整 粒	1	1	245

(2) 小 麦

ア 検査数量		(単位：千t, %)		
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	2,430	501	2,931	(53.4)
カナダ	1,474	0	1,474	(26.9)
オーストラリア	570	509	1,079	(19.7)
計	4,474	1,010	5,484	(100.0)
用途別比率	(81.6)	(18.4)	(100.0)	

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、

規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ	水分	1	1	150
	被害粒	9	9	45,451
	きょう雑物	45	45	173,915
	粗たんぱく	23	23	72,650

(3) 大 麦

ア 検査数量		(単位：千t、%)		
産地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	8	642	650	(37.5)
カナダ	88	486	574	(33.1)
オーストラリア	145	365	510	(29.4)
計	241	1,493	1,734	(100.0)
用途別比率	(13.9)	(86.1)	(100.0)	

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ	水分	1	1	407
	被害粒	1	1	519
	きょう雑物	2	2	16,300
カナダ	異種穀粒	1	1	2,563

第9節 加工食品

1 みそ・しょうゆ

(1) 企業構造

みそ製造業の企業数は、平成5年度みそ工場実態調査(平成4年12月現在)によれば、1,509企業(1,513工場)であり、そのほとんどが中小企業である。

また、しょうゆ製造業の企業数は、平成5年度しょうゆ工場実態調査(平成4年12月現在)によれば、2,115企業(2,120工場)である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社(7工場)にすぎないが、生産シェアで約49%(5年)を占めている。

(2) 生産状況

7年におけるみそ・しょうゆの生産数量は、みそは54万1千tで前年より24tの減(前年比0.4%減)、しょうゆは112万klで前年より1万8千klの減(同1.6%減)となった。

(3) 輸出状況

7年におけるみそ・しょうゆの輸出数量は、みそは4千tで前年比5.6%増、金額では8億4,842万円の前年

比2.3%減となっており、主要輸出先はアメリカ、台湾、香港等である。また、しょうゆは1万klで前年比19.4%減、金額では19億2,321万円の前年比9.0%減となっており、主要輸出先はアメリカ、タイ、香港等である。

2 小麦粉

(1) 企業構造

平成7年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は142(工場数184)であり、これらを合計した日産設備能力は、3万4千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、そのうち33%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が66%を占めている。

(2) 生産状況

6年度における小麦粉の生産数量は、499万9千tで前年より4.3%増である。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の36.3%、めん用粉の36.0%、菓子用粉の12.5%となっており、この3用途で生産数量全体の84.8%を占めている。

(3) 近代化計画

中小企業近代化促進法に基づき、平成5年度から平成9年度を目標とする第5次近代化計画を算定し、これに基づき構造改善事業(参加企業数112企業)を実施している。

3 精 麦

(1) 企業構造

平成7年3月末現在における精麦業の企業数は、88(工場数は90)で、すべて中小企業である。

(2) 生産状況

6年度における精麦に生産数量は11万6千t(前年比4.3%増)となっている。種類別生産比率は、普通精麦93.7%(押麦12.6%、切断圧べん1.0%、切断無圧べん3.5%、精白麦76.6%)、ビタミン強化精麦6.3%となっている。

4 麦 茶

(1) 企業構造

7年3月現在における麦茶製造業の企業数は、91(工場数91)であり、すべて中小企業である。

(2) 生産状況

6年度における麦茶の生産数量は4万tで、前年比32.2%増となっている。

5 め ん 類

(生めん類, 乾めん類, 即席めん類, マカロニ, スパゲッティ類)

(1) 企業構造

平成7年3月現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん類4,345、乾めん類2,292、即席めん類83、マカロニ・スパゲッティ類12で合計6,732工場となっている。めん類製造業は、大企業の数が極めて少なく、即席めん類以外はおおむね中小企業である。

(2) 生産状況

7年におけるめん類の生産量は、146万t(小麦粉換算)で前年より5千t増(前年0.3%)となっている。

種類別にみると、生めん類72万9千t(前年比1.4%増)、乾めん類26万8千t(同5.7%減)、即席めん類31万4千t(同3.0%増)、マカロニ・スパゲッティ類14万5千t(同1.3%増)である。

(3) 輸出入

7年におけるめん類の輸出量は、1万4千t(輸出金額37億円)で前年比4.0%減(同1.7%減)となっている。これを種類別にみると乾めん類5.4千t(同15億円)、即席めん類6.0千t(20億円)、マカロニ・スパゲッティ類2.7千t(同1.5億円)である。

一方輸入量は6.5万t(輸入金額63億円)で前年比12.4%増(同11.4%増)となっている。

これを種類別にみると、乾めん類0.7千t(前年比32.6%減)、即席めん類1.4千t(同3.6%減)、マカロニ・スパゲッティ類63.2千t(同13.7%増)である。

6 パ ン 類

(1) 企業構造

平成5年12月末現在におけるパン製造業の企業は、4,681(4,825工場)であり、そのうち大企業は28社となっている。

(2) 生産状況

7年におけるパン類の生産数量は122万t(小麦粉換算)で前年比0.0%となっている。

これを種類別にみると、食パン62万3千t(前年比3.2%減)、菓子パン36万8千t(同3.5%増)、その他パン17万8千t(同5.0%増)、学給パン5万2千t(同1.2%減)である。

7 ビスケット類

(1) 企業構造

平成5年12月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の企業数は129企業(159工場)

であり、そのうち大企業は、22社となっている。

(2) 生産状況

7年におけるビスケット類の生産数量は22万5千製品tで前年比2.7%減となっている。

(3) 輸出入

7年におけるビスケット(スイート)類の輸出数量は1千3百t、金額では9億1千万円で前年比各々22.0%減、25.6%減となっている。主要輸出先は台湾、シンガポール、香港等である。

一方、輸入数量は1万4千3百t、金額では59億円で前年比は各々70.5%増、46.9%増となっている。主要輸入先はアメリカ、デンマーク、中国、イギリス、オランダ、シンガポール等である。

8 米 菓 (あられ・せんべい)

(1) 企業構造

7年度米菓工場実態調査(6年12月末日現在)における企業数は、872(工場数919)であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社(13工場)が占めている生産シェアは44%(7年)となっている。

(2) 生産状況

7年の米菓の生産数量は20万tで前年より3千tの増(前年比1.4%増)である。

(3) 輸出入

7年の米菓輸出数量は、4千tで前年比15.1%減、金額では、24億3,557万円で前年比19.7%減となっており、主要輸出先はオランダ、アメリカ、オーストラリア等である。

一方、輸入数量は9,203tで前年比18.6%減、金額では27億411万円で前年比23.7%減となっており、主要輸入先はタイ、台湾、韓国等である。

9 加 工 米 飯

(1) 企業構造

平成8年3月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で163企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

(2) 生産状況

7年における加工米飯の生産量は18万3千tで、前年比21.3%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万5千t(前年比17.8%増)、無菌包装米飯1万8千t(同62.6%増)、冷凍米飯12万9千t(同17.5%増)、チルド米飯4千t(同13.0%増)、缶詰米飯3千t(同55.1%増)、乾燥米飯4千t(同22.9%増)となっている。

10 米麦加工食品改善推進事業

米麦加工食品産業の健全な発展に資するため、米麦加工食品を取り巻く諸問題を検討し、今後の展開方向を指すため、昭和59年以降各種事業を推進している。

最近の米麦加工食品産業をめぐる情勢は、国内需要が全体的に伸び悩んでいるなかで、国内供給量の不足や円高の進展による内外価格差の拡大を背景に、海外から輸入した安価な米粉・小麦粉調製品に原料供給を求める傾向が急速に強まっている。これらの調製品については、今後加工用途向けの米麦の需給や米麦加工食品産業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があるため、米粉・小麦粉調製品の国内への浸透状況や今後の見通しを十分把握する必要性があり、平成7年度においては、財団法人全国食生活改善協会に次のような事業を委託した。

(1) 検討協議会

米粉・小麦粉調製品等の利用が今後の米麦加工食品産業の経営のあり方や加工用途向けの米麦の需給に及ぼす問題点を提起し、総合的に分析・検討を行った。

(2) 米粉・小麦粉調製品の供給動向及び流通実態等に関する調査

上記の検討協議会で提起された問題点を踏まえつつ、米粉・小麦粉調製品の輸出国における生産実態や供給能力及び輸入後の流通経路・使用用途並びに今後の輸入動向について実態調査を行った。

11 食品流通改善巡回点検指導事業

近年、食品に関する安全性の確保、価格の安定、流

通の円滑化、品質の維持向上及び表示の適正化等についての国民の要請はますます高まっており、これらの要請に応じて、きめの細かい食品行政の展開を図ることが現下の急務となっている。

このような状況にかんがみ、昭和53年度から、「食品流通改善巡回点検指導事業」を実施している。

この事業は、食糧事務所職員が食品の生産及び流通の各段階にわたる巡回点検、指導等を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給と表示の適正化、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を総合的に推進するものであり、7年度は次の業務を実施した。

- (1) 食品品質表示基準遵守状況点検指導業務
- (2) 食品製造業食品製造基準遵守指導業務
- (3) 食品卸小売店食品流通基準等遵守指導業務
- (4) 冷凍食品小売店品質管理指導業務
- (5) 食品自動販売機適正設置管理指導業務
- (6) 食品価格需給動向予察業務
- (7) 米麦加工食品基礎調査業務
- (8) 食品流通改善基礎調査業務
- (9) 食品価格高騰時パトロール業務
- (10) 放出野菜販売状況等監視指導業務
- (11) 外食価格等動向調査監視指導業務
- (12) 水産物調整保管物資点検業務
- (13) 生鮮食品等緊急対策業務
- (14) 農産物安全対策業務
- (15) 畜産物安全対策業務
- (16) 水産物安全対策業務

